飯山市
プレスリリース

飯山市役所　総務部　事業戦略課　情報政策係
住所：　飯山市大字飯山１１１０－１
℡：　0269-67-0724（課代表）　Fax：　0269-62-5990
E-mail：senryaku@city.iiyama.nagano.jp

令和６年（2024 年）12 月 13 日発信

報道関係者　各位

特定空家等の行政代執行の実施について

飯山市は、令和６年度において「空家等対策の推進に関する特別措置法」の規定に基づき、行政指導を行ってきた下記の特定空家等について、「空家等対策の推進に関する特別措置法」第 22 条第９項の規定により、行政代執行を実施します。

１　代執行所在地　　【特定空家等（常盤地区戸狩区）】
飯山市大字照里字久保田 2115 番地２・2116 番地３
（家屋番号 2115 番２）

２　代執行開始日時　　令和６年（2024 年）12 月 19 日（木）午後１時 30 分～

３　代執行措置内容　　当該空家等及び動産等の撤去

４　代執行開始宣言　　代執行開始日午後１時30分において、執行責任者による開始宣言後、着工（看板設置、アスベスト材検体調査等）します。

＜担当課＞
飯山市　建設水道部　移住定住推進課
（部長）内田 郁男（課長）浦野 昭彦（担当）村上 和昭
住 所：　飯山市大字飯山 1110-1
電 話：　0269-67-0740（課代表）
ﾌｧｸｼﾐﾘ：　0269-62-6221
電子ﾒｰﾙ：　ijuteiju@city.iiyama.nagano.jp